

新規加入者に係る資格取得届及び被扶養者異動届の マイナンバー（個人番号）届出記載のお願い

日頃から健康保険組合の業務にご協力いただきありがとうございます。

今般、本年4月1日からオンライン資格確認の導入が全国の保険医療機関・薬局に原則義務化され、予定では令和6年秋に保険証が廃止され、マイナンバーカードを保険証として利用とすることになります。

健康保険組合では資格取得、扶養認定後、速やかにオンライン資格確認システムが利用できるよう、登録処理の迅速化とともに正確なデータ登録を徹底するよう厚生労働省から指示があったところです。

これに伴い、届出にあたってマイナンバーの記載が必須となりました。

事業主の皆様におかれましては、
資格取得届、被扶養者異動届（認定）の提出にあたってはマイナンバーの記載を必ずお願いいたします。

記載がない場合、届書の処理が遅れオンライン資格確認システムが利用できない場合もございますので、ご了承ください。

※資格取得、扶養異動（認定）以外の届書（被保険者資格喪失届、被扶養者異動届（削除）、月額変更届等）については、マイナンバーの記載は必要ありません。